

126.32

商標登録を受けようとする商標の補正に係る手続補正書の作成例（商）

1. 【商標登録を受けようとする商標】の欄に係る手続補正書の作成例

「【商標登録を受けようとする商標】」の欄を補正する場合

<p>【書類名】</p> <p>手続補正書</p> <p>(略)</p> <p>【手続補正1】</p> <p>【補正対象書類名】 商標登録願</p> <p>【補正対象項目名】 商標登録を受けようとする商標</p> <p>【補正方法】 変更</p> <p>【補正の内容】</p> <p>【商標登録を受けようとする商標】</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div>	<p>注1</p> <p>注2、注3</p>
---	------------------------

(注1) 団体商標登録出願は「【補正対象書類名】」を「団体商標登録願」、地域団体商標登録出願は「【補正対象書類名】」を「地域団体登録願」又は防護標章登録出願は「【補正対象書類名】」を「【防護標章登録願】」とし、「【商標登録を受けようとする商標】」を「防護標章登録を受けようとする標章」と記載する。

(注2) 商標登録を受けようとする商標を直接記載することにより補正するときは、枠線により商標記載欄を設けて記載する。

商標登録を受けようとする商標を記載した書面をはり付けることにより補正するときは、商標記載欄を表す枠線を記載してはならない。

(注3) 「【商標登録を受けようとする商標】」の補正は、商標中の付記的な部分の削除等に限られ、商標を本質的に変更する補正は認められない。

2. 【商標の詳細な説明】の欄を削除する場合の手続補正書の作成例

「【商標の詳細な説明】」の欄を削除する場合

【書類名】	手続補正書
(略)	
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	商標の詳細な説明
【補正方法】	削除

注1

(注1) 団体商標登録出願は、「【補正対象書類名】」を「団体商標登録願」、地域団体商標登録出願は「【補正対象書類名】」を「地域団体登録願」又は防護標章登録出願は「【補正対象書類名】」を「【防護標章登録願】」と記載する。

(改訂平成27・4)